

東京まちづくりの会 入会のおすすめ

『東京まちづくりの会』は、住宅瑕疵担保履行法他、各法令等を遵守し、事故抑制に資する品質の高い住宅を供給することで東京のまちづくりに寄与することを目的としている団体です。

本団体は、平成26年に住宅保証機構株式会社の認定団体として登録されました。本団体の会員になっていただくことで、まもりすまい保険を利用した保険契約申込の際、本団体が定める品質管理基準に適合した住宅では、団体利用保険契約申込のメリット(団体会員様向け保険料の割引適用)を受けることができます。

入会金
年会費
無料

1. 入会の要件

本団体への入会は、東京まちづくりの会規約をご確認いただきその目的に賛同していただける方です。

なお、入会のお申込みは入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出していただくだけです。
※会員には、会員証を発行します。 ※入会金や年会費等はありません。



2. 団体認定住宅の要件

- 住宅保証機構(株)が定める設計施工基準に適合した住宅であること。
- 上記基準に加え、本団体が定める品質管理基準に適合した住宅であること。

詳しくは品質管理基準をご確認ください。

3. 団体入会のメリット

- (1) 東京都各制度情報等の情報提供を受けられます。
- (2) 団体認定住宅と認められた住宅では、団体利用保険契約申込として、まもりすまい保険・団体向け保険料が適用されます。

★2022年4月1日以降の保険契約申込に適用される保険料金等例

一戸建住宅の料金の事例

【契約条件】

床面積100㎡以上125㎡未満/
地上2階建/基本契約/
中小企業コース

	保険料	現場検査手数料	合計	一般住宅との差額
保険単独申込	34,450円	12,220円×2回	58,890円	(11,520円)

※団体の前年契約住戸数並びに貴社の損害率等に応じて保険料の割引割増を行います。
※消費税の取扱いは、保険料は非課税・現場検査手数料は課税(10%)扱いとなります。

(2021年4月1日時点の料金)

共同住宅等の料金の事例

1

【契約条件】

住戸部分の専有面積:1,170㎡
(延床面積1,400㎡)
平均専有面積:40㎡未満/
地上:6階建/
保険申込住戸数:30戸/
中小企業者コース

	1戸あたり保険料	保険申込住戸数	現場検査手数料	合計	一般住宅との差額
保険単独申込	19,420円	30戸	34,100円×3回	684,900円	(110,700円)

※消費税の取扱いは、保険料は非課税・現場検査手数料は課税(10%)扱いとなります。

2

【契約条件】

住戸部分の専有面積:1,755㎡
(延床面積1,800㎡)
平均専有面積:40㎡未満/
地上:6階建/
保険申込住戸数:45戸/
中小企業者コース

	1戸あたり保険料	保険申込住戸数	現場検査手数料	合計	一般住宅との差額
保険単独申込	17,420円	45戸	34,100円×3回	886,200円	(256,050円)

※消費税の取扱いは、保険料は非課税・現場検査手数料は課税(10%)扱いとなります。

(2022年4月1日時点の料金)

- **オンラインサービス利用割引** まもりすまいオンラインサービスを利用して保険のお申込みをされると保険料の割引が適用されます。

戸建住宅 630円/1戸あたり

共同住宅等 160円/1戸あたり

入会申込の詳細は、下記にお問合せください!

東京まちづくりの会 《公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター内》

〒160-8353 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 3階 TEL.03-5989-1648 FAX.03-5989-1697

まもりすまい保険 団体向け保険料適用を受けるための手順

1

東京まちづくりの会 へ入会していただきます

「まもりすまい保険」事業者届出（既に届出済の場合は不要です）



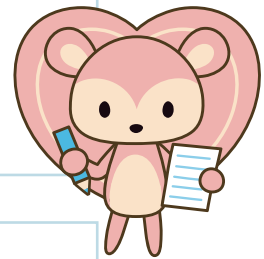
入会申込書を提出

入会申込書に必要事項をご記入いただき、団体事務局にご提出ください。
[申込書受付方法] 保険窓口へ提出 または 下記へ FAX してください。

《団体事務局》
東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 3階
TEL.03-5989-1648 FAX.03-5989-1697
《公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター内》



会員証の発行



2

団体会員として保険申込をしてください

団体会員として保険申込

通常の保険契約申込と同様に（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの保険窓口にてお申込ください。

《提出書類》

- 団体利用申込書（必須）**
- 品質管理基準のポイント（任意）
- まもりすまい保険契約申込書類一式（必須）

団体利用申込書を通常の保険契約申込書類に併せてご提出ください。



品質管理基準を審査し、品質管理基準適合確認証を発行いたします。

品質管理基準への適合を確認した上で、保険申込を受理させていただきます。



受理証を発行いたします。



「団体認定住宅」として、団体向け保険料が適用されます。

以降の流れは、通常の保険の場合と同様です。